

(別紙1)

地域生活支援公募配分要綱

社会福祉法人長野県共同募金会

1 趣旨

近年の社会経済環境の変化に伴い、地域における社会的孤立の状態にある人たちを巡る課題は深刻化・複雑化し、社会的な孤立の要因としては、不登校や引きこもり、離職、病気によるものなどさまざまなものがある。

そこで、長野県共同募金会(以下、「本会」という。)では、全国共通助成テーマに呼応して重点助成を定め、孤立をなくす活動を活発にし、さらに活動に対する住民の理解を高め、誰もが孤立することなく安心して暮らすことができる地域づくりを進めることを目的とし、本配分要項を定める。

2 全国共通配分テーマ

「地域から孤立をなくそう～みんなが社会の一員として包み支えあうしくみづくり」

3 公募期間

公募期間は別に定める。

4 配分対象事業及び配分対象団体

次に掲げる団体が行うテーマに沿った事業で、事業内容が住民に理解され、社会的評価が期待される次の事業とする。

(1) 孤立をなくす地域住民による包み支えあい体制の組織化事業

社会福祉協議会が地域住民による包み支えあい体制の組織化を目的として取り組む新たな事業とし、市町村内の特定の地域でモデル的に取り組む事業も対象とする。

・配分限度額 30万円 配分率 対象事業費の3/4以内

(2) 孤立をなくす地域住民による包み支えあい活動

会の事業目的を明記した会則等を有する非営利団体で、概ね1年以上の会の活動実績を有する次の団体が地域住民とともに、包み支えあい活動を対象とする。

・住民組織団体(地区社協、自治会(連合会を含む)、ボランティアグループ、NPO団体)で社会福祉協議会の推薦を受けた団体とする。

・配分限度額 5万円 配分率 対象事業費の10/10

5 公募申請

公募申請の手続きは、次のとおり行うものとする。

(1) 公募配分を希望する者は、提出期限までに申請事業実施場所の市町村共同募金委員会(支会)(以下、「共同募金委員会」という。)に「地域生活支援公募配分申請書」を提出する。

(2) 共同募金委員会は、受け付けた申請書に社会福祉協議会の「推薦書」を添付し、本会に提出する。

6 配分決定、交付請求、実施報告

配分決定、交付請求、実施報告等この要項に定めのない事項については、本会配分規程による。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。